

射水市長期継続契約とする契約を定める条例

平成17年11月1日

条例第49号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 事務用機器及び車両(これらに付随して使用する物品を含む。)の借入れ又は保守に関する契約
- (2) 庁舎その他市の施設の維持、管理又は運営の業務に関する委託契約
- (3) 前2号に掲げるもののほか、複数年度にわたる契約を締結しなければ経済的かつ安定的な調達に支障を及ぼすと認められる契約

(契約期間)

第3条 長期継続契約を締結することができる契約の期間は、10年以内とする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。